



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
税理士法人の社員税理士が在任中に行った新事務所開設準備行為  
～税理士損害賠償請求事件～

この事件の原告は税理士法人であり、被告は原告の元社員税理士です。被告である元社員税理士は、平成24年6月30日に原告の社員を辞任して原告から脱退しています。(平成26年4月9日東京地裁判決、甲事件請求棄却、乙事件認容・控訴、TAINSコードZ999-0150)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

この事件は、原告が、被告は、原告の社員を辞任する前から、原告の業務を執行する社員でありながら、許される開業準備行為の範囲を超えて、原告の顧客に対して原告の信用を失墜させるような言動をしたり、原告との顧問契約等を解約して被告が開設する事務所と顧問契約等をするように働きかけるなどしたことから、原告の顧客の多数が原告との顧問契約等を解約し、被告が開設した事務所と顧問契約等を締結したとし、被告による上記行為は、税理士法人の業務を執行する社員の善管注意義務及び忠実義務並びに競争禁止義務の趣旨に違反するものであり、不当な方法で原告の顧客を奪取したものであると主張して、任務懈怠責任又は不法行為に基づき2億3244万4540円の支払を求めたという事案です。

一方、乙事件は、被告が原告に対し、①未払社員報酬及び未払交通費の合計256万2640円、②原告の定款13条1項に基づく持分払戻請求として、200万円の支払を求めた事案です。

争点は、①原告の顧客奪取に係る任務懈怠責任、不法行為の成否、②原告の損害、③報酬減額の同意の有無、④原告が被告に払い戻すべき持分額、の4点です。

### 2. 東京地裁の判断

原告の設立時に、原告の定款に基づき、被告の報酬は、原告が営業を開始した平成22年11月支払分から1か月当たり70万円としたこと、原告の定款により、社員の報酬は社員の過半数の同意をもって決定する旨が定められているところ、被告が原告の社員であった期間中、原告の社員はAと被告の2人であったから、被告の報酬を減額するには被告の同意が必要であったこと、原告は、被告の報酬を、平成23年3月分から月額60万円に減額し、更に平成24年1月分から月額58万円に減額し、同年6月分以降は支払をしなかったことは当事者間に争いが無い。そして、上記報酬の減額は、原告代表社員Aが被告と話し合うことなく独断で決めたことが認められる。したがって、被告の明示的な報酬減額の同意は存しない。

原告の設立に当たり、Aは300万円を、被告は200万円をそれぞれ出資し、被告は原告について5分の2の持分を有していたこと、原告の定款13条1項には、社員が脱退した場合、脱退時における原告の財産の状況によってその持分を払い戻すと規定されていること、被告は、平成24年6月30日に原告の社員を辞任して原告から脱退したから、原告に対し、同日時点の原告の財産の状況の5分の2の金額に相当する持分払戻請求権を有していること、被告は原告に対し、平成24年8月20日到達の書面により、持分払戻金200万円を支払うように催告したことは当事者間に争いが無い。そして、証拠によれば、原告は自らの第2期の決算報告書中の社員資本等変動計算書において、被告への「出資金の返還」として200万円を計上している事実が認められる。

そうすると、被告が脱退した平成24年6月30日時点の原告の財産の状況の5分の2の金額は200万円であると認めるのが相当である。

以上によれば、当裁判所の結論は次のとおりとなる。(1)原告の甲事件の請求は、被告について原告の社員としての任務懈怠責任も不法行為責任も認められないから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。(2)被告の乙事件の請求は、いずれも理由がある。よって、主文のとおり判決する。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判14頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第288号(平成29年7月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628